

「Yahoo! BB 光 シティ サービス規約」新旧対照表

改訂前(2011年4月21日付)	改訂後(2013年3月1日付)
<p>第29条(接続機器に関する特約)</p> <p>2. 当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に係らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。</p> <p>3. サービス契約の終了後30日以内に会員が無線LANカード等の接続機器を当社に返還しない場合、レンタル規約の定めに係らず、当社は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。</p>	<p>第29条(接続機器に関する特約)</p> <p>2. 当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に係らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日後が属する月の翌月1日から発生するものとします。</p> <p>3. 事由の如何を問わず無線LANカード等の接続機器のレンタル契約が終了した日の属する月の翌月20日(20日が土日祝祭日の場合は翌営業日)までに接続機器が当社の所定の宛先に返還されなかった場合、会員は、8,000円の違約金を当社の定める方法により支払うものとします。</p>